

## 富山高等専門学校における研究活動・地域貢献活動の目的と基本方針・活動方針

制 定 令和3年11月24日

### (目的)

富山高等専門学校（以下「本校」という）における研究活動は、高等専門学校設置基準第2条に規定される高専における研究目的（教育内容を学術の進展に即応させる）の実現のため、学生の教育内容の充実向上や産学連携等に取り組み、これをもって地域の発展に貢献することを目的とする。

### (基本方針)

前項で定めた目的および関連法令に則り、教育水準の維持向上、関連学術分野の進展への即応、共同研究等を通じた地域・社会への貢献に関連する種々の研究活動（以下「研究活動」という）を行うにあたり、次に掲げる方針を定める。

- 1 教員は、上記の目的を達成するために、担当する授業科目の質を保証するために必要な研究活動を行わなければならない。
- 2 教員は、上記の目的の達成、研究の高度化のため、科学研究費等の競争的研究助成制度への申請を行うことを原則とする。
- 3 教員は、得られた成果を学会発表、査読付き論文発表などの形で社会に還元し、それを通して教育活動に寄与するよう努めなければならない。また、卒業研究・特別研究を担当する教員は、研究内容を卒業研究・特別研究の課題に反映させるよう努めなければならない。

### (活動方針)

研究活動及び地域貢献活動の基本方針に基づき、本校で研究活動を行う教員に対して、次に掲げる活動方針を定める。

- 1 研究活動における不正行為の禁止  
文部科学省が定める研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに準拠し、法令等に定められた倫理規範と関係規程を遵守し、不正行為を行ってはならない。また、これらに関する研修を定期的受講する。
- 2 研究活動の公開性  
研究で得られた成果は査読付き論文や特許等の知的財産、著作物として社会に還元し、その最新の内容を researchmap\*により公表しなければならない。
- 3 研究成果の利用促進

外部機関や民間企業等からの支援を受けた研究または開発から生じた発明および知見を公共利益に活かし、その社会還元、実装に努める。

#### 4 外部機関との協働

自治体，民間企業，大学等高等教育機関および国立研究開発法人，その他非営利団体等と良好な関係を維持し，研究活動及び地域貢献活動を効率的かつ効果的に遂行できるように努める。

#### 5 利益相反の回避

独立行政法人国立高等専門学校機構利益相反マネジメントポリシーを遵守し，自らの行動においては利益相反の有無に十分に注意を払い，そのような立場を回避しなければならない。

#### 6 教育の質保証・向上への貢献

専攻科修士が学位授与の特例認定規準（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める学位規則第6条第1項に規定）を満たす研究業績をあげることを通して，本校学生への教育の質保証およびその向上に貢献する。

#### 7 研究成果の質の担保

粗悪論文誌などへの発表を行わないこととし，Web of Science\*\*などのデータベースを用いて，研究領域の論文誌の質を常に確認し，自身が発表する論文の質の担保に努める。

\* 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運営する，我が国の研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的とした，データベース型研究者総覧。

\*\* クラリベイト・アナリティクス（旧：トムソン・ロイター）社により提供されている世界最大級のオンライン学術データベース。信頼できる学術誌を厳選して収録し、世界中の研究機関で利用されているほか，政策決定や大学ランキングにも採用されている。